

熊本県医師修学資金貸与に係る各種届出事項

届出事由	必要書類	根拠規則等	期日
熊本県医師修学資金の貸与を受けたい	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県医師修学資金貸与申請書（別記第1号様式） 誓約書（別記第2号様式） 住民票の写し 貸与申請理由書（様式A） 	第3条	募集期間内
貸与者に選定され、貸与契約を締結する	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県医師修学資金借用証書（別記第3号様式） 保証人関係書類（2人分、保証人同士が世帯を同一としないこと） <ul style="list-style-type: none"> ①保証人の印鑑登録証明書 ②保証人の収入に関する証明書（源泉徴収、所得課税証明書等） 熊本県医師修学資金口座振込依頼書（別記様式） 	第6条 貸与要項5条	知事が定める期間内
保証人を変更する	<ul style="list-style-type: none"> 保証人変更承認申請書（別記第4号様式） 	第7条第3項	保証人を変更する前
修学資金を返還する （条例第8条第1項各号に該当するとき） <ul style="list-style-type: none"> 貸与契約を解除したとき（退学、修学資金貸与の辞退、死亡、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなる等） 大学卒業後に死亡したとき 大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき 医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事しなかったとき 臨床研修修了前に、当該臨床研修に従事しなくなったとき 臨床研修修了後、直ちに指定病院等医師業務に従事しなくなったとき 指定病院等医師業務に従事後、当該指定病院等医師業務に従事しなくなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県医師修学資金返還申出書（別記第5号様式） 	第10条	該当するときは直ちに
返還債務の猶予を受ける <ul style="list-style-type: none"> 貸与契約を解除（退学、修学資金貸与の辞退）した後も、大学に在学している 疾病、災害その他やむを得ない事由により返還債務履行が困難である認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県医師修学資金返還債務履行猶予申請書（別記第6号様式） 当該事由を証する書類 	第11条	
返還債務の免除を受ける <ul style="list-style-type: none"> ①医師免許取得後、臨床研修及び指定病院等医師業務に従事しこれらの期間が義務年限に達したとき ②臨床研修、後期研修、指定病院等医師業務に従事中、当該研修等に起因して死亡又は傷病のため従事できなくなったとき ③修学資金を返還したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県医師修学資金返還債務免除申請書（別記第7号様式） 業務（研修）従事期間証明書（別記第8号様式）※①の場合 当該事由を証する書類※②、③の場合 	第12条	
本人・保証人の氏名・住所を変更した	<ul style="list-style-type: none"> 氏名（住所）変更届（別記第9号様式） 	第13条第1項第1号	
大学を休学、復学、停学した	<ul style="list-style-type: none"> 休学（復学、停学）届（別記第10号様式） 復学したことを証する書面 ※復学の場合 	第13条第1項第2号 第13条第2項	
大学を卒業、退学した	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（退学）届（別記第11号様式） 卒業したことを証する書面（卒業証明書等） ※卒業の場合 	第13条第1項第3号 第13条第2項	
医師免許を取得した	<ul style="list-style-type: none"> 免許取得届（別記第12号様式） 医師免許証の写し 	第13条第1項第4号 第13条第2項	該当するときは直ちに
臨床研修・指定病院等医師業務へ従事を開始・終了・再開、指定病院等を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> 業務従事等届（別記第13号様式） 業務従事等証明書（別記第14号様式） 	第13条第1項第5号 第13条第2項	
毎年度（大学在学時）※大学入学年度を除く	<ul style="list-style-type: none"> 単位修得を証する書面その他学業成績を証する書面（成績証明書等） 	第13条第4項 貸与要項第6条	毎年度5月末日まで
修学資金の貸与を辞退する	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県医師修学資金貸与辞退申出書（別記第15号様式） 	第14条第1項	辞退する1月前まで
臨床研修、指定病院等医師業務に従事できない 傷病、災害その他やむを得ない事由による（大学院進学を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 指定病院等医師業務等中止申出書（別記第16号様式） 当該事由を証する書類 	第14条第2項	該当するときは直ちに
大学院に進学する 県外の病院等で後期研修に従事する	<ul style="list-style-type: none"> 後期研修等計画申出書（別記第17号様式） 当該事由を証する書類 ※大学院に進学する場合 当該後期研修を行う病院等の開設者又は管理者の承諾書 ※後期研修を受ける場合 	第14条第3項	3月前まで

※被貸与者が死亡したときは、保証人は速やかに知事に届出なければならない（第13条第3項）